

横浜市社会福祉施設等による新型コロナウイルス感染防止対策に係る備品購入等補助金交付要綱

制 定 令和2年3月19日（局長決裁）

（目的）

第1条 この要綱は、社会福祉施設等が新型コロナウイルス感染拡大防止に要する経費に対し補助金を交付することにより、新型コロナウイルス感染拡大防止に資することを目的とする。

2 補助金の交付については、社会福祉法（昭和35年法律第45号）第58条、社会福祉法人の助成に関する条例（昭和35年7月横浜市条例第15号）及び横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月横浜市規則第139号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めによるものとする。

（用語の定義）

第2条 この要綱における用語の定義は、生活保護法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」という）、生活困窮者自立支援法、児童福祉法（昭和22年法律第164号）及び補助金規則の例による。

（補助事業者の範囲）

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、本市に認可等を受けた又は所在する次のいずれかに該当する施設・事業を設置・運営する法人又は個人とする。

- (1) 生活保護法に規定する事業を実施する施設
- (2) 障害者総合支援法に規定する事業を実施する施設
- (3) 生活困窮者自立支援法に規定する生活困窮者一時生活支援事業
- (4) 児童福祉法に規定する障害児入所施設、障害児通所支援事業所及び障害児相談支援事業所

2 次の各号に掲げる者は、補助の対象としない。

- (1) 法人にあつては、暴力団経営支配法人等（横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号。以下「暴排条例」という。）第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等をいう。）
- (2) 個人にあつては、暴力団員等（暴排条例第2条第4号に規定する暴力団員をいう。）

（補助対象経費及び限度額）

第4条 この要綱における補助対象経費及び1施設・事業所あたりの補助金の限度額は別表1のとおりとする。

（補助対象期間）

第5条 この要綱において補助の対象となる期間は、令和2年1月16日から令和2年3月19日とする。

（補助金の算定）

第6条 補助金の額は、限度額の範囲内で補助対象経費と認められる額の全額とする。ただし、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金規則第5条第1項の規定により市長が定める補助金交付申請書の提出期限は、市長が定めた日とする。

2 補助金規則第5条第1項の規定により補助金の交付を受けようとする者が提出する書類は、新型コロナウイルス感染防止対策に係る備品購入等補助金交付申請書(第1号様式)を用いなければならない。

3 補助金規則第5条第2項第5号の規定により市長が必要と認める書類は、補助金等に係る収支計算に関する事項を記載した決算書及び補助事業等に係るすべての領収書等とする。

4 補助金規則第5条第3項の規定により市長が申請書への記載を省略できる事項及び添付を省略させることができる書類は、同条第1項第3号及び同条第2項1号から4号に規定する書類とする。

(交付の決定)

第8条 市長は、前条の規定に基づく補助金の交付申請があった場合は、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、新型コロナウイルス感染防止対策に係る備品購入等補助金交付決定通知書(第2号様式)により、申請者に通知する。

2 市長は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金等の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金等の交付を決定することができる。

3 市長は、第1項の審査の結果により、補助金等の交付をしないことと決定したときは、新型コロナウイルス感染防止対策に係る備品購入等補助金不交付決定通知書(第3号様式)により通知する。

(申請の取下げの期日)

第9条 補助金規則第9条第1項の規定により市長が定める補助金交付申請の取下げの期日は、申請者が決定通知の交付を受けた日の翌日から起算して7日後の日とする。

(実績報告)

第10条 補助金規則第14条に規定する実績報告については、第7条第2項の規定による交付申請書の提出をもってなされたものとみなす。

(補助金額の確定通知)

第11条 補助金規則第15条の規定による補助金額確定の通知は、第8条の交付決定通知をもって補助金額の確定がなされたものとみなす。

(補助金交付の請求)

第 12 条 補助金規則第 18 条第 1 項の規定による補助金の交付の請求は、新型コロナウイルス感染防止対策に係る備品購入等補助金請求書（第 4 号様式）により行わなければならない。

（交付決定の取消及び補助金の返還）

第 13 条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金規則第 19 条第 1 項各号のいずれかに該当するとき。
- (2) 第 3 条第 2 項各号のいずれかに該当するとき。
- (3) この要綱の規定に違反したとき。

（警察本部への照会）

第 14 条 市長は、必要に応じ、申請者又は交付の決定を受けた者が、暴力団経営支配法人等に該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。

（入札又は見積書の徴収）

第 15 条 補助金規則第 24 条ただし書きの規定により、補助事業者は、新型コロナウイルス感染防止対策に係る備品購入等補助金の補助事業等に係る工事の請負、物品の購入、業務の委託等を行う場合、いかなる場合においても市内事業者による入札又は見積書の徴収を行う必要はない。

（財産処分の制限）

第 16 条 補助金規則第 25 条の規定により市長が定める財産の処分の制限がかからなくなるために必要な期間は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成 20 年厚生労働省告示第 384 号）を準用する。

（関係書類の保存期間）

第 17 条 補助金規則第 26 条の規定により市長が定める関係書類には備品等の納品書も対象とし、その保存期間は、5 年とする。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第 18 条 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、補助事業者は、実績報告後に消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（第 5 号様式）により、すみやかに市長に対して報告しなければならない。なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部又は一支社及び一支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部又は本社及び本所等で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

2 市長は、前項の報告があつた場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(委任)

第 19 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は、健康福祉局長が定める。

別表 1 (補助対象経費及び限度額)

対象経費	限度額 (補助率)
1 感染拡大防止のための備品等の購入経費	50万円 (10/10)

（申請先）
横浜市長

（申請者）
法人名

所在地

代表者職氏名

印

（施設・事業所名： _____）

新型コロナウイルス感染防止対策に係る備品購入等補助金交付申請書

横浜市社会福祉施設等による新型コロナウイルス感染防止対策に係る備品購入等補助金交付要綱に基づき、次のとおり新型コロナウイルス感染防止対策に係る備品購入等補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請いたします。

1 補助事業の内容
感染拡大防止のための備品等の購入

2 申請金額
¥ _____

3 添付書類
(1) 収支決算書（別紙1）
(2) 領収書等（ _____ ）枚（別紙2）

（担当者）
職氏名 _____
連絡先 _____

収 支 決 算 書

施設・事業所名 _____

1 収入

《単位：円》

項 目	金 額	説 明
合 計		

2 支出

《単位：円》

項 目	金 額	説 明
合 計		

領収書等の写しを添付してください
(ホッチキス止めの提出も可)

様

横浜市長

新型コロナウイルス感染防止対策に係る備品購入等補助金交付決定通知書

申請のありました、新型コロナウイルス感染防止対策に係る備品購入等補助金については、次のとおり交付することを決定したので通知します。

1 交付金額

¥ _____

(対象事業)

新型コロナウイルス感染防止対策

2 交付条件

- (1) 補助事業等を中止し、又は廃止する場合には、速やかに、市長に報告し、その指示を受けること。
- (2) 補助事業等の遂行が困難となった場合には、速やかに、市長に報告し、その指示を受けること。

(担当)

第3号様式（第8条第3項）

第 号
年 月 日

様

横浜市長

新型コロナウイルス感染防止対策に係る備品購入等補助金不交付決定通知書

年 月 日付で申請のありました、新型コロナウイルス感染防止対策に係る備品購入等補助金については、不交付と決定したので通知します。

（理由）

（担当）

(請求先)
横浜市長

(請求者)
法人名

所在地

代表者職氏名

印

新型コロナウイルス感染防止対策に係る備品購入等補助金請求書

年 月 日 第 号で交付決定のありました、新型コロナウイルス感染防止対策に係る備品購入等補助金について、次のとおり請求します。

1 請求金額

¥ _____ (対象事業所名 _____)

2 振込先金融機関

振込先	金融機関名	銀行 支店
	預金種別及び口座番号	普通・当座 NO.
	フリガナ 口座名義	

(担当者)

職氏名 _____

連絡先 _____

年 月 日

（報告先）
横浜市長

（報告者）
法人名

所在地

代表者職氏名

印

横浜市社会福祉施設等による新型コロナウイルス感染防止対策に係る備品購入等補助金に係る
消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日付 第 号により交付決定のあった横浜市社会福祉施設等による新型コロナウイルス感染防止対策に係る備品購入等補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、次のとおり報告します。

1 横浜市から交付された補助金等の額の確定額

金 _____ 円

2 消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

金 _____ 円

3 補助金の額の確定までに減額した仕入控除税額

金 _____ 円

4 補助金返還額（2から3の額を差し引いた額）

金 _____ 円

5 添付資料

- (1) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の計算方法や積算の内訳等を記載した書類（別紙1）
- (2) 課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書(写し)
- (3) 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表(写し)

第5号様式 別紙1 (仕入控除税額がない場合)

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の計算方法や積算の内訳等を記載した書類

- 1 法人名
- 2 法人所在地
- 3 代表者職氏名
- 4 補助事業名
- 5 当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額がない理由

第5号様式 別紙1 (仕入控除税額がある場合)

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の計算方法や積算の内訳等を記載した書類

1 法人名

2 法人所在地

3 代表者職氏名

4 補助事業名

5 補助金(申請・実績・確定)額 金 _____ 円

6 当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 金 _____ 円

7 6の計算方法や積算の内訳

(1) 補助対象経費(補助金の用途)の内訳

区分	課税仕入れ	課税売上げ	非課税売上げ	共通対応分	非課税仕入れ	合計
		対応分	対応分			
経 費 の 内 訳						
	計					

(2) 課税売上割合 _____ %

(3) 補助金に係る仕入控除税額の計算方法